2004 年 5 月 13 日

質問書

島根大学長
本田雄一殿

島根大学教職員組合
中央執行委員長　伊藤光雄

下記のとおり，質問をいたします．書面によって回答いただけるようお願いいたします．回答は，5 月 21 日までにいただけるようあわせてお願いいたします.

1　就業規則第 51 条第 3 項の解釈について

就業規則第 51 条は職員の始業・就業時刻，休憩及び休息時刻について定めており（具体的には別表 1），その第 3 項において,「前 2 項の規定にかかわらず，業務の都合上必要がある場合は，前条に規定する 1 日の所定勤務時間の範囲内において，始業・終業の時刻等を変更することがある。」としている.

この,「業務の都合上必要がある場合」は，臨時的な業務についての規定であって，恒常的な変更をここに含めることはできないと考えるが，妥当でしょうか.

2　大学が加入している保険について

大学と過半数代表者との交渉の中で，大学側は，大学が保険に加入し，学生事故等への賠償はここから支弁される旨の答弁を行っている．この件について，次の点について回答ください.

1. 保険の名称と契約先
2. 保険の範囲
3. 1 件あたりの最大保険金額

3　労働条件の周知について

4 月 1 日に法人化され，就業規則によって労働条件が規定された．常勤職員，非常勤職員を問わず，全職員に労働条件が明示される必要がある．当該職員が属している職種にいくつかの勤務時間がある場合など，当該職員がどの勤務時間に該当するかなどの事項はどのように周知するのでしょうか.